

山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画 策定方針

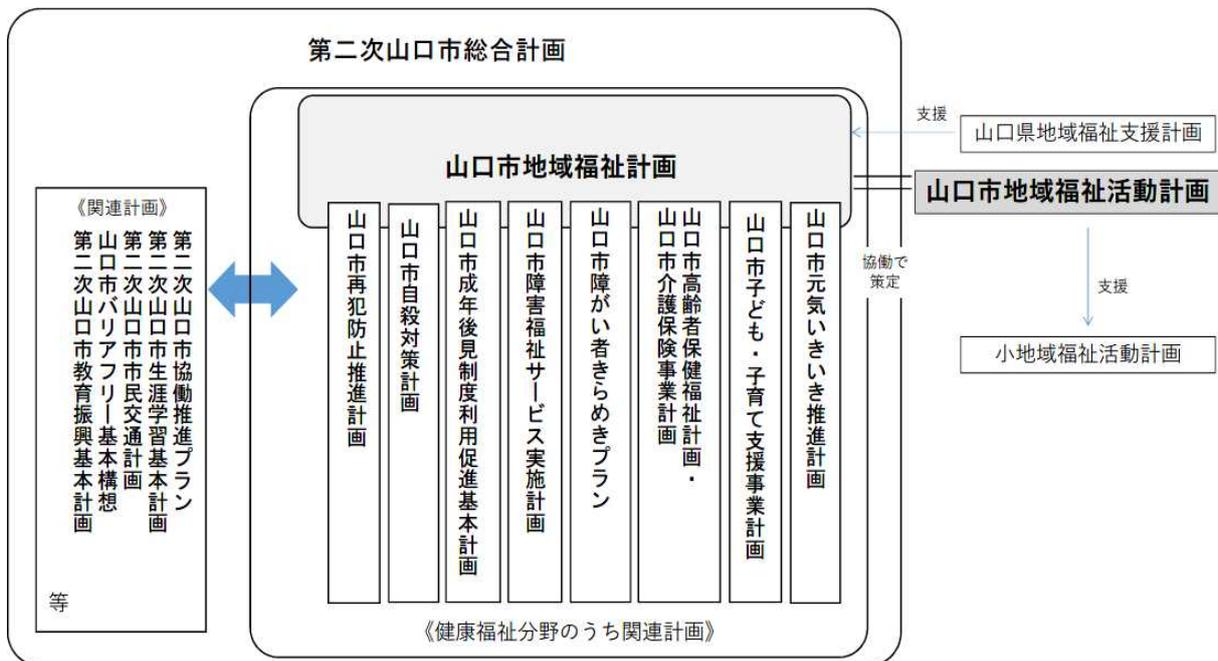
1 趣旨

平成30年3月に山口市と山口市社会福祉協議会が協力・連携して策定した「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画」が令和4年度をもって計画期間が満了となることから、これまでの成果と社会情勢の変化により明らかになった課題を踏まえ、行政、福祉関係者、地域団体、民間事業者等が協働して地域福祉活動に取り組むため、引き続き、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定することとし、次期計画の策定方針を次のように定める。

2 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく行政計画であると同時に、平成30年3月に策定した「第二次山口市総合計画」における健康福祉政策を実現するための指針となる部門計画とする。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者が相互協力して策定する地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画とする。



3 策定の方向性

(1) 現行計画の精査

現行計画の理念、基本目標及び活動目標の振り返りと課題について、精査を行う。

(2) 福祉ニーズの調査及び新たな課題の把握

地域福祉市民アンケートや関係機関等へのヒアリング等により福祉ニーズについて調査を行うとともに、社会情勢の変化や国・県等の動向を踏まえながら、新たな課題の把握を行う。

(3) 課題や取り組みの整理及び活動目標等の検討

次期計画に掲載する課題や取組を体系ごとに整理し、活動目標や目標値等について、策定後の評価方法を踏まえながら検討する。

(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画による一体的な地域福祉の推進

地域福祉計画と地域福祉活動計画のそれぞれの果たす役割や位置づけを明確にするとともに、同じ方向性で地域福祉の推進に関係者が連携して取り組めるようにする。

4 目指す姿

◆地域共生社会の実現◆

国において、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障がい者等、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することとされ、本市においても現行計画に基づき、その実現に向けた取組を進めており、引き続き、次期計画においても、更なる地域福祉の推進をしていくため、「地域共生社会」の実現を目指す。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る社会

5 策定の視点

(1) 包括的支援体制構築への対応

平成29年6月の社会福祉法改正に基づき、現行計画において、地域共生社会の実現に向けた事業を盛り込み、包括的支援体制の構築を図りながら地域福祉を推進している。

さらに、令和2年6月の改正社会福祉法において「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を内容とする重層的支援体制整備事業が創設されたことから、今後は本事業に取り組み、一層の包括的支援体制の構築を図っていくことが求められている。

(2) 複雑化・複合化した地域生活課題への対応

地域住民が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的支援体制を構築していく中、地域における様々な主体がお互いに連携しながら、市民、地域関係団体、行政、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業、ボランティア団体及びNPO等様々な関係機関が連携して地域課題の取組を解決していく「地域力の強化」や、分野横断的な行政サービスへの転換やコミュニティソーシャルワーク機能の充実が求められている。さらに、アウトリーチを含めた「個別支援」や小地域福祉活動計画による地域課題の把握、高齢者等に対する見守り活動など「地域支援」の一体的な推進をしていく必要がある。

また、災害時避難行動要支援者への支援体制や緊急時等における地域の支え合い活動の推進、災害ボランティアの育成など、安全・安心な地域づくりを進めていくことが求められている。

(3) 新たな社会的課題への対応

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、様々な地域福祉活動が制限される中、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の進行や生活課題の把握困難など、地域において様々な課題が生じている。また、社会全体のデジタル化やSDGs¹など、新しい社会変化にも対応するとともに、Society5.0²を見据えた取組が求められている。

こうした新しい課題に的確に対応していくため、「新しい生活様式」を踏まえた地域福祉の取組を推進するとともに、地域における支え合い活動が維持・継続されるよう、持続可能な地域社会を実現していく必要がある。

6 計画期間

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）（5か年）

¹ 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標

² サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

7 スケジュール

令和2年度

令和3年 2月 山口市地域福祉推進協議会公募委員決定

令和3年度

4月 山口市地域福祉推進協議会要綱制定
山口市地域福祉推進協議会委員推薦及び就任依頼

8月 **令和3年度第1回山口市地域福祉推進協議会**

- ・委嘱状交付
- ・令和2年度取組の評価と検証

12月 次期計画策定方針決定

令和4年 2月 **令和3年度第2回山口市地域福祉推進協議会**

- ・次期計画策定方針の確認
- ・地域福祉市民アンケート調査内容の確認

2月～3月 地域福祉市民アンケート調査実施

《地域福祉アンケート概要》

【調査件数】 18歳以上市民約4,000人

【抽出方法】 地区と年齢により区分したうえで無作為抽出

令和4年度

令和4年 5月 **令和4年度第1回山口市地域福祉推進協議会**

- ・令和3年度取組の評価と検証
- ・地域福祉アンケート調査結果

5月～8月 小地域福祉活動計画³の分析等による課題把握や関係機関等へのヒアリングなどに基づく現状分析

8月 **令和4年度第2回山口市地域福祉推進協議会**

- ・現行計画の総括
- ・次期計画骨子案の提案

10月 **令和4年度第3回山口市地域福祉推進協議会**

- ・次期計画素案を提案

12月 パブリックコメント

令和5年 2月 **令和4年度第4回山口市地域福祉推進協議会**

- ・次期計画最終案の提案

3月 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

³ 各地区社会福祉協議会において、身近な地域の福祉課題を把握し、課題解決のために、どのような活動に取り組んでいくかを中期的にまとめた計画

8 策定体制

(1) 山口市地域福祉推進協議会

計画の策定及び進行管理（評価）を一体的に行うため、令和3年度から5年の任期とする協議会を設置した。

協議会は、住民や地域福祉に係る様々な分野からの意見等を反映していくため、学識経験者、福祉団体関係者及び福祉活動関係者、地域づくり関係者、公募委員等の23名の委員で構成され、計画の取組評価・検証及び計画策定に関して意見・提言を行う。

(2) 事務局内策定体制

①山口市

地域福祉に関連する各課の担当課長等で構成する庁内連携会議及び第二次山口市総合計画後期計画策定と連動したプロジェクトチームを設置し、計画策定に係る協議を行う。

②山口市社会福祉協議会

常務理事、事務局長、各課長で構成する事務局長・課長会議及び計画策定に向けて設置する調整会議（ワーキンググループ）において、計画策定に係る協議を行う。

